

柳川市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年3月29日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和5年度(2月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

3 監査の実施期間

令和6年2月1日から令和6年2月29日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年12月31日まで(令和5年度分)

令和5年1月1日から令和5年5月31日まで(令和4年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

浦川 和久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《保健福祉部》

(福祉課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和5年1月6日起票「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和5年1月16日支払分)」に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

イ 地域デイサービス事業補助金について、地域デイサービス事業補助金交付要綱第8条の3に規定する補助金変更交付決定通知書が作成されていない。

ウ 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金について、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第7条第4号に規定する市長の指示を受けていない。

(契約事務)

ア 予定価格が10万円を超える戦没者追悼式祭壇賃貸借契約について、1者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由を記載していない。

イ 複合機賃貸借契約について、契約書及び起案文書に契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについての決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

ウ 介護予防教室(脳の健康教室)業務委託契約書に添付された学習療法等導入実施契約書に自動更新条項が規定されている。

エ 下記契約について、見積書の日付が、事前伺の起案日より前になっている。

- ・生きがい活動支援通所事業運営委託契約
- ・生活管理指導員派遣事業業務委託契約

オ 緊急通報システム事業携帯型サービス業務委託契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

【注意事項】

ア 複合機の賃貸借契約締結にあたり、徴取された見積書に日付の記入がない。

イ 寝具類乾燥消毒サービス事業委託契約について、契約書第4条規定の実施回数と寝具類乾燥消毒サービス事業実施要綱第3条第3項規定の実施回数が相違している。

ウ 在宅介護支援センター(三橋町地区)運営事業委託契約について、業者提出書類の

一部を受領せず返還している。

エ 令和5年度敬老会事業業務委託契約について、下記のものがある。

- ・実績報告書が提出されていない。
- ・実績報告書に日付の記載がない。

オ 公用車運転日誌に課長の確認印がないものがある。

(生活支援課)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 下記契約について、支援員の資格条件等の確認書類が添付されていない。

- ・生活困窮者自立相談支援事業等業務委託契約
- ・生活困窮者就労準備支援事業等業務委託契約
- ・被保護者就労支援事業事務委託契約

(子育て支援課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 令和4年度の児童福祉総務費旅費について下記のものがある
- ・旅費雑費支給地域であるが旅費雑費が支給されていない。
 - ・旅費が支給されていない。

(契約事務)

- ア 地域子育て支援拠点「このゆびとまれ」内設置複合機のパフォーマンス契約について、契約書に自動更新条項が規定されている。

(その他)

- ア 出産・子育て応援給付金の給付申請書に、必要書類の添付がないものがある。

【注意事項】

- ア 随意契約において、事前伺の起案・決裁を受けずに契約締結しているものがある。

- イ 旅行命令（依頼）書について下記のものがある。

- ・旅行先に「佐賀市」「久留米市」と記載されているが、旧市町まで記載されていない。
- ・復命の記入がない。

- ウ 学童保育所の保安警備業務委託契約について、徴取された見積書に日付の記入がない。

- エ 出産・子育て応援給付金申請書について、規定の様式を使用していないものがある。

- オ 決定通知書の文書番号が起案文書と相違したまま通知しているものがある。

- ・出産・子育て応援給付金の令和5年10月3日決定分
- ・妊婦健康診査受診費助成金の令和5年3月7日決定分

- カ 保育所等送迎用バス安全装置整備事業費補助金について、実績報告書に不備があるまま受領している。

- キ 予算流用申請書に総務部長の押印がないものがある。

- ク 地域子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」庭木剪定業務委託契約の起案文書に決裁日及び施行日の記入がない。

- ケ 子育て応援給付金申請書について、署名日の記入がないものがある。

(健康づくり課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 下記の負担金交付申請について、決裁権者により決裁されていない。
- ・令和5年度 福岡県国民健康保険保険基盤安定負担金
 - ・令和5年度 福岡県国民健康保険未就学児均等割保険料負担金

(支出事務)

- ア 柳川市老人クラブ連合会に対する令和5年度国民健康保険健康づくり助成事業補助金の交付決定について、決裁権者により決裁されていない。

(契約事務)

- ア 下記の契約について、契約書中に別紙仕様書に関する記載があるが、同仕様書が添付されていない。
- ・令和4年度 専用紙（納付書等）印刷製本請負契約書
 - ・令和5年度 国民健康保険税本算定及び仮算定納付書（読み取りテスト用）請書

- イ 令和5年度三橋総合保健福祉センタートレーニングルーム機器保守点検業務委託契約書に収入印紙の貼付がない。

- ウ 令和5年度柳川総合保健福祉センター電動式椅子付観覧席保守点検業務委託契約書に係る委託料の支払時期について、請求があった日から起算して30日以内と記載しているが、別添約款に規定している支払時期が誤っている。

(その他)

- ア 総合保健福祉センターの施設使用料等に係る請求書に柳川市公印規則の規定と相違する公印を使用している。

【注意事項】

- ア 下記の契約について、契約事務規則第29条の規定に基づいて契約保証金を免除しているが、適用号数が誤っている。
- ・新型コロナワクチン接種タクシー料金助成事業に係る契約書
 - ・三橋総合保健福祉センター自家用電気工作物保安管理業務委託契約書

- イ 委託業務に係る契約について、起案文書に予算額や設計金額等の記載がないものがある。

(人権・同和対策室)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 住宅新築資金滞納元金・利子払込書（令和5年11月作成分）について起票日が遅れている。

(支出事務)

ア 自家用車同乗の旅行について、命令権者の承認を受けずに旅行しているものがある。
(前年度指摘事項)

イ 同和対策活動費補助金（三支部）の令和4年度実績報告について、柳川市補助金等交付規則第15条に規定する補助事業実績調査報告書の決裁を受けていない。

ウ 同和対策活動費補助金（三支部）の令和5年度交付申請について、柳川市補助金等交付規則第3条に規定する収支計画書の添付がない。

エ 部落解放会館運営補助金の令和4年度実績報告について、柳川市補助金等交付規則第15条に規定する補助事業実績調査報告書の決裁を受けていない。また、返還金が生じているが補助金等確定通知書及び同規則第17条第2号に基づく補助金等返還命令書を作成していない。

(その他)

ア 自動車保管場所利用承諾証明申請書について、起案文書記載の申請理由を誤記している。また、必要書類の添付がない。

【注意事項】

ア 桜ノ木団地樹木伐採業務委託について、予算流用申請書の起票日を誤っている。

イ 80万円以下の物品購入について、伺兼依頼書及び契約締結伺書により事務処理しているが、見積提出依頼について重複して起案文書も作成しているものがある。

ウ 随意契約において、事前伺の起案・決裁を受けずに契約締結しているものがある。

エ 桜ノ木団地床張替工事の工事完成検査調書に決裁日及び施行日の記入がない。

オ 公用車運転日誌について使用終了時間が未記入のものがある。(前年度注意事項)

カ 旅行命令（依頼）書について、下記のものがある。
・復命の記入がない。

- ・旅行の発着地の記入がない。
- ・旅費や残額、復命を鉛筆で記入している。

キ 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・徴取した見積書を起案文書に添付していない。
- ・納品後に見積書を徴取している。
- ・決裁日の記入がない。(前年度注意事項)
- ・徴取された見積書に日付の記入がない。
- ・見積状況調書の徴取年月日を誤記している。

【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、契約保証金の取扱いが適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市契約事務規則を参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努めるとともに、契約書の内容や添付書類等についても十分に確認されたい。

- イ 決裁区分の誤りや決裁漏れに加え、公文書への記入誤りや記入漏れなどの安易なミスが散見される。職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に取り組まされたい。